

【 経済・産業委員会 】

(1) 審議概観

第150回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出3件、衆議院議員提出1件の合計4件であり、内閣提出はいずれも可決し、衆議院議員提出は修正議決した。

また、本委員会付託の請願5種類67件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

訪問販売等に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案は、以下のような経緯のもとに提出された。

近年、在宅就業や個人でのビジネス機会の増大を背景に、いわゆる内職・モニター商法に係る消費者被害が増加している。また、インターネットの普及に伴い、インターネット通販におけるトラブルや電子メール等を利用したマルチ商法の広告などの問題が生ずるとともに、いわゆるカードレス取引などの現行法が想定していない事例が現れてきた。以上のような諸問題について、政府内では産業構造審議会消費経済部会、割賦販売審議会クレジット産業部会においてそれぞれ検討が進められ、前者は本年9月25日に提言を、後者は9月22日に報告書をそれぞれ取りまとめ、公表したところであり、以上のような検討結果を受け、本法律案は提出された。その主な内容は、内職・モニター商法に対応する業務提供誘引販売取引については、書面交付の義務付け、クーリングオフ制度の導入、割賦購入あっせん業者に対する抗弁を認める等の措置を講ずるとともに、連鎖販売取引については、広告規制の強化等を行い、取引の公正及び消費者利益の保護を図ろうとするものである。委員会においては、内職・モニター商法やマルチ商法に対する規制のあり方、ネット取引に関する消費者トラブルへの対応、消費生活センターの充実強化等について質疑が行われ、全会一致をもって原案どおり可決された。なお、5項目の附帯決議が付された。

書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律案は、以下のような経緯のもとに提出された。

経済のIT化が進展する中で、電子商取引が今後急速に拡大していくと見込まれている。しかし、現状においてはセキュリティなど電子商取引の普及を阻害する様々な課題があると言われており、書面の交付、書面による手続を義務付けている規制も電子商取引の阻害要因の1つになっているとの指摘がある。産業構造審議会消費経済部会、IT戦略会議・IT戦略本部合同会議等において、民間における電子商取引を促進するための検討が進められ、書面の交付あるいは書面による手続等を義務付けている50本の法律を一括して改正、従来の方法に加え、インターネット等を利用した電磁的方法も認めようとするものである。委員会においては、電子商取引における消費者保護対策、デジタル・デバイドの防止対策等について質疑が行われた。質疑終局後、日本共産党より法律施行後3年以内に施行状況に検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずる旨を附則に追加する修正案が提出され、順次採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決された。

中小企業信用保険法及び中小企業総合事業団法の一部を改正する法律案は、以下のような経緯のもとに提出された。

いわゆる「貸し渋り」対策として、政府は各種の施策を講じてきたが、なかでも平成10年10月から実施された「中小企業金融安定化特別保証制度」は、その導入後に中小企業の倒産件数が激減するなど一定の役割を果たした。同制度は、そのニーズの高さから平成11年秋に実施期間の延長と保証枠の拡大がなされ、現在の中小企業をめぐる金融情勢は最悪期に比べれば大幅な改善を示している。しかし、倒産件数が再び制度導入以前の水準にまで増加するなど、完全に厳しい状況から脱したとも言えず、このような状況において、来年3月末に特別保証制度の期限が到来することも踏まえ、本法律案は提出された。その主な内容は、中小企業信用保険法について、無担保保険の限度額の引き上げ、倒産関連中小企業者の範囲拡大等を行うことにより、中小企業に対する円滑な資金供給を確保しようとするものである。委員会においては、貸し渋り対応特別保証制度の政策効果、信用保証協会の審査基準の適正化、代位弁済に係る中小企業者からの債権回収のあり方等について質疑が行われ、日本共産党より、特定中小企業者に対する貸し渋り対応特別保証制度の存続等を内容とする修正案が提出された。日本共産党による修正案賛成、原案反対の討論の後、順次採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決された。なお、5項目の附帯決議が付された。

原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法案は、衆議院議員提出の法律案であり、以下のような経緯のもとに提出された。

昨年9月の(株)ジェー・シー・オーラン加工施設東海事業所の臨界事故以降、原子力発電所の立地を巡る環境が厳しくなっている。しかし、エネルギーの安定供給のためには、原子力による発電が電気の安定供給に欠くことができないものであることから、原子力発電の推進等に資するため、原子力発電施設等の周辺地域について、生活環境、産業基盤等の総合的、広域的な整備に必要な特別措置を講じ、これらの地域の振興を図るために本法律案は提出された。その主な内容は、原子力発電施設等立地地域における振興計画に基づいて、地域住民の安全確保のため、緊急に必要な施設の整備に係る補助率をかさ上げする等の措置を講じようとするものである。委員会においては、原子力安全・防災体制の整備、電源立地交付金制度の在り方、原子力エネルギーの位置づけ等について質疑が行われた。質疑終局後、自由党より、法律の目的について「原子力による発電の推進等に資するため」の文言を削るとともに、地域の防災に配慮しつつ特別措置を講じることとする等の修正案が提出され、日本共産党及び社会民主党・護憲連合より、原案に対する反対討論の後、順次採決の結果、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも多数をもって可決され、本法律案は修正議決された。

〔決議〕

本委員会は、11月30日、地球温暖化対策の推進及びエネルギーの長期的な安定供給の確保等を図るため、政府に対し、自然エネルギーの促進に関する法制面の整備について早急に検討を行うこと、自然エネルギー利用の意義等について啓発活動に努めること、自然エネルギーの実用化技術等の研究開発を積極的に推進すること等3項目にわたる自然エネルギーの導入促進に関する決議を行った。

〔国政調査等〕

11月7日、経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査を行い、原子力事故後の医療

対策に関する件、中小企業対策に関する件、流通業の不公正取引に関する件、ＩＴ革命に関する件、流通政策に関する件、石油開発政策に関する件等について質疑が行われ、傑ジエー・シー・オーウラン加工施設の臨界事故により外傷後ストレス障害（ＰＴＳＤ）の被害を受けた周辺住民に対する対応、中小企業向け融資の改善状況、中央卸売市場仲卸業者に対する量販店の優越的地位の濫用、ＩＴ革命が国民生活に及ぼす影響、貸し渋り対応特別保証に対する評価、中心市街地活性化法の成果、イラン・アザデガン油田開発の今後の交渉見通し等の問題が取り上げられた。

(2) 委員会経過

○平成12年11月7日（火）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査を行うことを決定した。
- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 原子力事故後の医療対策に関する件、中小企業対策に関する件、流通業の不公正取引に関する件、ＩＴ革命に関する件、流通政策に関する件、石油開発政策に関する件等について平沼通商産業大臣、堺屋経済企画庁長官、渡海科学技術政務次官、坂本通商産業政務次官、石破農林水産政務次官、伊藤通商産業政務次官、根來公正取引委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った。
- 訪問販売等に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案（閣法第8号）（衆議院送付）について平沼通商産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成12年11月9日（木）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 訪問販売等に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案（閣法第8号）（衆議院送付）について参考人国民生活センター理事長糠谷真平君から意見を聴き、平沼通商産業大臣、堺屋経済企画庁長官、坂本通商産業政務次官、伊藤通商産業政務次官、小野経済企画政務次官、政府参考人及び参考人国民生活センター理事長糠谷真平君に對し質疑を行った後、可決した。

（閣法第8号）賛成会派　自保、民主、公明、共産、社民、無会、自由
反対会派　なし

なお、附帯決議を行った。

○平成12年11月14日（火）（第3回）

- 書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律案（閣法第15号）（衆議院送付）について平沼通商産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成12年11月16日（木）（第4回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律案（閣法第15号）（衆議院送付）について平沼通商産業大臣、伊藤通商産業政務次官、海老原総務政務次官、実川運輸政務次官、七条大蔵政務次官、宮本金融再生政務次官、

荒井自治政務次官、根來公正取引委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第15号) 賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民、無会、自由
反対会派 なし

○平成12年11月22日（水）（第5回）

- 中小企業信用保険法及び中小企業総合事業団法の一部を改正する法律案（閣法第19号）
(衆議院送付)について平沼通商産業大臣から趣旨説明を聴いた。
- 高度情報通信ネットワーク社会形成基本法案（閣法第14号）（衆議院送付）について
交通・情報通信委員会に連合審査会の開会を申し入れることを決定した。

○平成12年11月27日（月）（第6回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 中小企業信用保険法及び中小企業総合事業団法の一部を改正する法律案（閣法第19号）
(衆議院送付)について平沼通商産業大臣、坂本通商産業政務次官、伊藤通商産業政務次官、政府参考人及び参考人預金保険機構理事花野昭男君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。
(閣法第19号) 賛成会派 自保、民主、公明、社民、無会、自由
反対会派 共産
なお、附帯決議を行った。

○平成12年11月27日（月）

交通・情報通信委員会、経済・産業委員会連合審査会（第1回）

(交通・情報通信委員会を参照)

○平成12年11月30日（木）（第7回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法案（衆第15号）（衆議院提出）
について発議者衆議院議員細田博之君から趣旨説明を聴き、同君、同斎藤鉄夫君、同高木毅君、同石井啓一君、同松下忠洋君、同西川太一郎君、平沼通商産業大臣、坂本通商産業政務次官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、修正議決した。
(衆第15号) 賛成会派 自保、公明、無会、自由
反対会派 民主、共産、社民
- 自然エネルギーの導入促進に関する決議を行った。
- 請願第12号外66件を審査した。
- 経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

訪問販売等に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案(閣法第8号)

【要旨】

本法律案は、いわゆる内職・モニター商法やマルチ商法などの悪質商法に係る消費者トラブルが急増し、全国の消費生活センター等に苦情相談が多数寄せられている最近の状況にかんがみ、取引の公正及び消費者の利益の保護を一層図ることを目的とするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1 訪問販売等に関する法律の一部改正

- (1) 対象となる商取引が訪問販売以外にも多岐にわたるため、内容との整合性を図る観点から、題名を「特定商取引に関する法律」に改める。
- (2) インターネット通販におけるパソコンの誤操作によるトラブルの発生防止などを図るため、通信販売において、主務大臣が事業者に対して必要な措置をとるべきことを指示することができる場合として、顧客の意に反して売買契約等の申込みをさせようとする行為をした場合を追加する。
- (3) 連鎖販売取引（マルチ商法）に係る脱法行為を防止するため、連鎖販売取引を行う際の条件となる商品の購入や役務の対価支払等（特定負担）について、政令で定める該当基準（購入額等の総額が2万円以上であること）を削除する。
- (4) 連鎖販売取引について、広告規制を強化するとともに、誇大広告等の禁止規定を設ける。
- (5) 内職・モニター商法に対応する業務提供誘引販売取引を新たに法律の対象として加え、定義、不実告知及び威迫・困惑行為の禁止、広告の表示事項、書面の交付、主務大臣の指示、販売取引停止命令、契約の解除（クーリング・オフ）等の規定について定める。

2 割賦販売法の一部改正

- (1) いわゆるカードレス取引に対応するため、割賦販売等に係る証票等の定義に、「番号、記号その他の符号」を追加する。
- (2) 業務提供誘引販売個人契約について、割賦販売等に係る書面交付、契約の解除等の制限の規定を適用する。
- (3) 業務提供誘引販売個人契約について、割賦購入あっせん業者等に対する抗弁を認める。

3 附則

- (1) この法律は、平成13年6月1日から施行する。
- (2) 所要の経過措置について定める。

【附帯決議】

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 1 業務提供誘引販売取引に関する規定の適用に当たっては、消費者を幅広く保護するとの観点から、保護の対象となる者の範囲について、近時の在宅就業等の実態に即した柔軟な判断を行うこと。
- 2 業務提供誘引販売取引に関する規制の新設並びに連鎖販売取引の定義の改正及び広告

規制の対象者が下位加盟店に拡大されること等について、事業者及び消費者の双方に対して法改正の趣旨及び内容の周知徹底を図ること。

3 通信販売において顧客の意思に反して売買契約等の申込みをさせようとする行為に対しては、今改正に係る主務大臣による指示を機動的に発動するとともに、インターネットサーフディ等の各種施策の充実強化により、消費者を混乱させやすい画面表示等について、一層の改善が図られるよう努めること。

4 電子商取引が普及拡大し、その対象が多様化していることにかんがみ、取引の実態把握に努め、指定商品等の追加について、適時適切な検討を行うこと。

また、電子商取引に関するガイドラインの策定やオンライン・トラスト・マーク制度などの消費者トラブルの防止に関する産業界の自主的な取組を支援すること。

5 消費生活センター、消費者団体、NPO等の活用により消費者教育、啓発活動の充実を図ること。その際、被害者の多い若年層への教育に特に配意すること。

また、消費生活センターの存続維持について適切な配慮を払うとともに、相談員の待遇改善と資質向上に向けて一層の支援に努め、苦情・紛争処理機能の充実強化を図ること。

右決議する。

書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律案（閣法第15号）

【要旨】

本法律案は、近年のインターネットの急速な普及、情報通信技術の発達にかんがみ、電子商取引の促進を図るため、民間の商取引において法律により書面の交付等を義務付けている50の関係法律について、新たに電磁的方法を認めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 民間の商取引において書面の交付等を義務付けている関係法律の改正

- (1) 民間ににおける商取引において法律により義務付けられている書面、報告書の交付、文書による報告に代え、交付する相手方の承諾を得られれば、電磁的方法（電子メール、ホームページ、ファックス等）により、書面に記載している事項等を提供できることとし、その場合は法律で義務付けている書面の交付等をしたものとみなす。
- (2) 交付した書面を保存することが義務付けられている法律において、電磁的方法で交付した場合に、電磁的方法により保存することを認める。

2 組合等において書面による手続を義務付けている関係法律の改正

- (1) 組合等において、書面による議決権の行使、書面による構成員の同意取付けを義務付けているものについて、定款の定めるところにより、電磁的方法により議決権の行使等ができるようにする。
- (2) 電磁的方法による議決権の行使等を認めるようにすることに伴い、到達時を組合等が使用するコンピュータ等に備えられたファイルに記録がされた時とみなすように規定を整備する。

中小企業信用保険法及び中小企業総合事業団法の一部を改正する法律案（閣法第19号）

【要旨】

本法律案は、最近の中小企業をめぐる金融環境の変化に対応し、中小企業者に対する事業資金の融通について一層の円滑化を図ることを目的とするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1 中小企業信用保険法の一部改正

(1) 「倒産関連中小企業者」の定義の拡充及び整理

- イ 「倒産関連中小企業者」を「特定中小企業者」に改める。
- ロ 特定中小企業者に適用される保険の範囲について、事業活動の制限を行っている事業者と直接の取引関係にないが、取引が連鎖しており、当該企業への依存度が大きいため影響を受ける中小企業者等に拡大する。
- ハ 金融機関による金融取引の調整に起因して経営の安定に支障を生じる中小企業者（いわゆる貸し渋りを受けている中小企業者）に係る規定を削除する。

(2) 無担保保険の保険限度額の引き上げ

中小企業者が無担保で保証を受ける場合に適用される無担保保険の保険限度額を5,000万円から8,000万円に引き上げる。

(3) 信用保証協会の求償権回収業務の債権回収会社への委託

信用保証協会が代位弁済後の回収業務を債権回収会社（サービサー）に委託することに伴い、中小企業総合事業団から信用保証協会に支払われる保険金及び保険金支払い後の回収金額に応じて信用保証協会が中小企業総合事業団に支払う回収納付金の算定における債権回収会社への委託費用の控除について定める。

2 中小企業総合事業団法の一部改正

中小企業総合事業団の中小企業信用保険業務に係る資金繰りのため、短期借入金の借入れに関する規定を整備する。

3 附則

(1) この法律は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、中小企業総合事業団の短期借入金に係る主務大臣の認可に関する規定については、公布の日から、また、1の(1)のロ及びハに関する規定については、平成13年4月1日から施行する。

(2) 無担保の一般保証と貸し渋り対応特別保証を併用する中小企業者に対する無担保保険価額の合計の限度額を1億円とするなど所要の経過措置について定める。

(3) 政府は、中小企業をめぐる金融の状況等を踏まえ、平成17年3月31日までに、無担保保険の保険限度額（8,000万円）について、また、平成15年3月31日までに、破綻金融機関の融資先対策に関する経営安定関連保証の特例措置について、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

【附帯決議】

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

1 中小企業信用保証制度を悪用した不正行為を厳に排除するため、信用保証協会の審査

体制の整備や審査基準の明確化を含めた制度運営の一層の透明化に努めること。

また、代位弁済の増加に対応するため、信用保証協会の債権回収体制を強化とともに、債務者の状況を踏まえた適切な回収に努めること。

- 2 無担保保険の限度額については、運用実績を踏まえ、見直しの期限前にも必要に応じて見直しを行うこと。
- 3 地方自治体から信用保証協会への天下りは、信用保証協会の専門性・公平性を損なうおそれがあることにかんがみ、その抑制に努めるよう指導すること。
- 4 信用保証協会の保証に係る既存債務については、返済期限の延長等の返済条件緩和を行うなど個々の中小企業の実情に応じた弾力的運用に努めるほか、信用保証協会を中心とした信用リスク評価システムの構築等により担保に頼らない中小企業金融が促進されるよう引き続き支援していくこと。
- 5 中小企業総合事業団の信用保険部門の財政の悪化は、中小企業信用補完制度の存立を危うくするものであることにかんがみ、将来に向けた財政基盤の抜本的な強化策について速やかに検討すること。

右決議する。

原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法案（衆第15号）

【要旨】

本法律案は、原子力による発電の推進等に資するため、原子力発電施設等の周辺地域について、生活環境、産業基盤等の総合的かつ広域的な整備に必要な特別措置を講ずること等により、これらの地域の振興を図ろうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1 定義

「原子力発電施設等」とは、原子力発電施設及び原子力発電と密接な関連を有する施設等をいう。

2 原子力発電施設等立地地域の指定

内閣総理大臣は、都道府県知事の申出に基づき、原子力立地会議の審議を経て、原子力発電施設等の周辺地域であって、次の要件に該当するものを原子力発電施設等立地地域として指定することができる。

- (1) 隣接区域の市町村が自然的経済的社会的条件から一体としての振興の必要性が認められること。
- (2) 原子力発電施設等の発生電力量の合計が一定規模以上であること。

3 振興計画の決定

- (1) 都道府県知事は、原子力発電施設等立地地域の指定があったときは、関係市町村長等の意見を聴いた上で、原子力発電施設等立地地域の振興に関する計画（以下「振興計画」という。）の案を作成し、内閣総理大臣に提出する。
- (2) 内閣総理大臣は、原子力立地会議の審議を経て振興計画を決定する。

4 振興計画の内容及び事業の実施

振興計画は、原子力発電施設等立地地域の生活環境、産業基盤等の総合的な整備等に關し必要な原子力発電施設等立地地域の振興の基本の方針、基幹的な道路、鉄道、港湾

等の交通・通信施設の整備、農林水産業、商工業その他の産業の振興及び観光の開発、生活環境の整備等の事項について定めるとともに、振興計画に基づく事業は、国、地方公共団体等が実施する。

5 国の負担割合の特例

振興計画に基づく事業のうち、道路、港湾、漁港、消防用施設及び義務教育施設に関して、原子力発電施設等立地地域の住民生活の安全確保に資することから、緊急に整備することが必要な施設に要する経費に対する国の負担又は補助の割合（以下「国の負担割合」という。）は、その事業に関する法令の規定にかかわらず、道路、重要港湾、漁港及び義務教育施設については、現行の国の負担割合である原則10分の5を10分の5.5に引き上げるとともに、地方港湾については同じく10分の4を10分の4.5に、また消防用施設については、同じく3分の1を10分の5.5に引き上げる。

6 原子力発電施設等立地地域の振興のための地方債

振興計画に基づく事業について、地方公共団体が必要とする経費の財源に充てるため起きた地方債で、総務大臣が指定したものに係る元利償還に要する経費は、地方交付税額の算定に用いる基準財政需要額に算入する。

7 財政上、金融上及び税制上の措置

国は、振興計画を達成するために必要があると認めるときは、振興計画に基づく事業を実施する者に対し、財政上、金融上及び税制上の措置を講ずるよう努めなければならない。

8 原子力立地会議の設置及び所掌事務

原子力発電施設等立地地域の振興に関する重要事項を調査審議する等のため、内閣総理大臣を議長とし総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣の8人からなる原子力立地会議を内閣府に置く。

9 施行期日及びこの法律の失効

この法律は、平成13年4月1日から施行し、平成23年3月31日限り、その効力を失う。

原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法案委員会修正

【要旨】

- 1 法律の目的について、「原子力による発電の推進等に資するため」の文言を削るとともに、地域の防災に配慮しつつ特別措置を講ずることとする。
- 2 振興計画に定める事項のうち、観光の開発に関する事項及び文化の振興に関する事項を削るとともに、同計画の内容について地域の防災に配慮したものでなければならない旨を加える。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（3件）

番号	件 名	先 議 院	提出 月日	参 議 院			衆 議 院		
				委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決	委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決
8	訪問販売等に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案	衆	12. 10. 6	12. 11. 6	12. 11. 9 可決 附帯	12. 11. 10 可決	12. 10. 30 商工	12. 11. 1 可決 附帯	12. 11. 2 可決
15	書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律案	衆	10. 20	11. 13	11. 16 可決	11. 17 可決	11. 7 商工	11. 8 可決	11. 9 可決
19	中小企業信用保険法及び中小企業総合事業団法の一部を改正する法律案	衆	11. 10	11. 22	11. 27 可決 附帯	11. 27 可決	11. 17 商工	11. 21 可決 附帯	11. 21 可決

(注) 附帯 附帯決議

・衆議院議員提出法律案（1件）

番号	件 名	提出者 (提出月日)	予備 送付	本院 への 提出	参 議 院			衆 議 院		
					委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決	委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決
15	原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法案	細田 博之君 外14名 (12. 11. 15)	12. 11. 15	12. 11. 28	12. 11. 29	12. 11. 30 修正	12. 11. 30 修正	12. 11. 21 商工	12. 11. 28 可決	12. 11. 28 可決
							11. 30回付		12. 1同意	

(注) 修正 修正議決

(5) 委員会決議

—— 自然エネルギーの導入促進に関する決議 ——

地球温暖化対策の推進及びエネルギーの長期的な安定供給の確保等を図るため、政府は、自然エネルギーの開発・導入に関し、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 1 自然エネルギーの開発・導入を一層促進するため、必要な財政上、金融上及び税制上の措置等、各般の支援策の拡充に更に努力するとともに、エネルギー分野における自由化との整合性を図りつつ、自然エネルギーの促進に関する法制面の整備について早急に検討を行うこと。
- 2 自然エネルギー利用の意義等について国民的な理解を深め、余剰電力購入制度及びグリーン電力制度等の電気事業者による自主的取組が実効的に機能するよう啓発活動に努めること。
- 3 自然エネルギーに係る実用化技術等の研究開発を積極的に推進し、関連分野における国際競争力の向上に最大限努力するとともに、自然エネルギーの普及に向けたアジア・太平洋地域等への技術移転等の国際協力の強化についてより積極的に取り組むこと。

右決議する。